

超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業
中間評価実施要項

令和2年8月24日
超スマート社会の実現に向けた
データサイエンティスト育成事業委員会

I 目的

「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」（以下「本事業」という。）において選定された取組の進捗状況等を確認し、事業の効果的な実施を図るため、本事業を実施する大学に対して、中間評価を行う。

II 対象・時期

本事業に選定された各取組について、原則として事業開始から令和2年3月末日までの実施状況を評価の対象とする。

III 実施方法

本事業に選定された取組に対する中間評価は、外部有識者・専門家からなる「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業委員会」（以下「委員会」という。）において「書面評価」及び「面接評価」、必要に応じて「現地調査」を実施して決定する。

1. 書面評価

事業を実施する大学から提出された中間評価調書に基づき書面評価を行う。書面評価にあたっては、「IV 中間評価方針」の評価項目及び観点を踏まえ、評価を行う。

2. 面接評価

書面評価で不明確な事項を確認するために面接評価を行う。面接評価の実施方法は別に定める。

3. 現地調査

書面評価及び面接評価で明確にならず、委員が必要と判断した場合は、現地調査を行う。現地調査の実施方法は別に定める。

4. 委員会における合議による中間評価結果の決定

中間評価結果は、書面評価及び面接評価、必要に応じて行う現地調査に基づき、合議により決定する。

IV 中間評価方針

1. 項目と観点

本事業に選定された取組に対する中間評価は、公募要領を踏まえ、下表（表1）に掲げる項目について、各観点を踏まえながら評価を行う。その際、選定時に通知された改善点や大学が設定する定量的な数値目標等を踏まえ、評価を行う。

表1 評価の項目・観点

項番	項目	観点
1	大学間・産業界・地方公共団体等との連携状況	形成するネットワークが効果的に機能するよう、代表校を中心として連携校や産業界、地方公共団体等との連携や事業の運営が円滑に進んでいるか。 ¹
2	体系的かつ高度で効果的な実践教育プログラムの開発	高度かつ実践的な課題解決学習型の演習やインターンシップ、多方面に応用可能な基盤的知識・最先端理論等に関する学修等を組み合わせた体系的で高度な教育プログラム ² が実施されているか。
3	社会等のニーズに応える工夫	社会人が本事業で行う実践教育を受けることのできる仕組み ³ が構築されているか。また社会のニーズを分析し、それを踏まえた教育の工夫 ⁴ がなされているか。
4	人材育成機能の強化	実践教育を広く全国に普及させるため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、実践教育を実施できる教員の養成がなされているか。
5	普及と学び直し機能強化への貢献	教育プログラムの他大学への普及や、我が国における大学全体の社会人学び直し機能強化への貢献について適切に実施しているか。
6	自己評価・外部評価体制の構築	自己評価と外部評価を行う体制を構築し、その結果を踏まえた必要な改善策を講じているか。また、設定した目標について評価しているか。
7	補助期間終了後の取組	補助期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行う計画の実現にむけて、予定通り実施しているか。

¹ 実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、各種協力体制が円滑に進んでいるかなど（公募要領, p.2）

² 大学院修士レベル程度の高度なレベル（同, p.2）

³ 例えば、eラーニングなどのIT利活用や社会人向けの短期間のプログラムの設定など（同, p.3）

⁴ 例えば、教育プログラムや教材の開発段階から実質的な産官学の連携体制を構築することによる、社会ニーズの反映など（同, p.3）

2. 評価

書面評価においては、1つの選定大学の取組に対して各委員が行う。委員は評価項目毎に次の評語を付す（表2）。委員会は選定大学の取組毎の評語を集計し、合議審査の参考とし、審議を尽くして評価結果（案）を作成する（表3）。その後、評価結果（案）を各選定大学に提示し、意見申立ての機会を設けた上で、評価結果を決定する。

表2 評価項目毎に付す評語

評語	程度
s	計画以上に進捗しており、優れた取組となっている。
a	計画どおりに進捗している。
b	計画どおりに進捗していない部分がある。
c	計画は全く進捗していない。

表3 評価結果

評語	程度
S	優れた取組状況であり、事業目的は十分に達成されるとともに、想定以上の成果が得られると判断される。
A	これまでの取組を継続することによって、計画どおり事業目的を達成することが可能と判断される。
B	当初目的を達成するためには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される。
C	これまでの取組状況等に鑑み、事業目的の達成は困難と考えられ、財政支援の中止が妥当と判断される。

その他、評価の実施に必要な事項は委員会において定める。

V その他

1. 開示・公開等

(1) 委員会の審議内容等の取扱いについて

評価に係る審議は原則非公開とする。

(2) 評価結果の公表等について

評価結果は、評定と評価コメント等を代表校に通知するとともに文部科学省ホームページ等にて公表する。

(3) 委員の公表について

委員の氏名等については、評価結果の通知等とともに公表することとする。

2. 利害関係者の排除等

各選定大学の取組に利害関係のある委員（以下の①～③に該当）は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該取組の評価には参加しないこととする。

①委員が当該取組を実施する大学の専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）又は3年以内に在職していた場合

②委員が当該取組を実施する大学・大学を設置する法人等の役員として在職（就任予定を含む。）又は3年以内に在職していた場合

③その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

3. 情報の管理、守秘義務、中間評価調書等の用途制限

(1) 委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報を外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとし、各種資料については、自宅又は研究室等において厳重に保管し、盗難や紛失の恐れがないよう、極力外部に持ち出さないこととする。また、電子データについては転送や複製を行わず、評価終了後には必ず削除するものとする。

(3) 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内でのみ使用する。

面接評価実施方法

「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」の面接評価については基本的に以下の方法により行うものとする。

1. 面接評価の進め方

(1) 時間の配分

- ①説明者からの説明・・・・・・・・・・10分以内
 - ②質疑応答・・・・・・・・・・30分以内
- 合計40分以内

(2) 説明者

- ①説明者は、取組内容等について責任をもって説明できる者とする。
- ②出席者は、原則として代表校の取組担当者（事業推進責任者）、連携校等の関係者を含め、5名程度とする。

(3) 説明内容及び資料

説明者は、中間評価調書等に基づき、特色のある取組内容や事前の質問事項（面接評価に際し、事前に委員会から、取組の内容等について個別に質問事項が提示された場合）等について説明するものとする。その際、別途、図表等の資料を用いる場合は、必要最小限のものとする。

2. 面接評価に当たっての留意事項

(1) 説明者の説明が終了してから、質疑応答を行う。

(2) 質疑応答では、書面評価及び大学側の説明を踏まえ、さらに明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとする。また、この「質疑応答」の時間帯は、質問の時間に充てるものとし、委員会側から当該取組内容に対し意見（評価）を述べることはしない。

(3) 説明者の説明10分以内、質疑応答の時間30分以内は厳守する。

3. その他

面接評価の実施方法については、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、オンラインで実施する場合がある。

現地調査実施方法

「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」の現地調査については基本的に以下の方法により行うものとする。

1. 実施方法

委員が現地に赴き、取組の状況についての説明を受けるとともに、質疑応答や教育現場の視察等を行う。

2. 参加者

[調査者]

委員 1～2 名程度。委員会の事務局も同行する。

[大学側対応者]

○事業責任者等からの説明・質疑応答

- ・事業責任者
- ・事業内容等に関係する者（若干名）

○事業参加学生との意見交換及び教育現場・施設等の視察

- ・説明や質疑応答に対応できる者（若干名）

3. 所要時間（予定）

最大 2 時間半程度

4. 実施項目及び内容

(1) 教育現場・施設等の視察（45分程度）

大学が説明に必要な教育現場や関連施設等がある場合は、調査者が視察し、調査を行うとともに、当該事業による教育や支援の現状について把握する。

(2) 事業に関係する学生との意見交換（45分程度）

調査者は、事業に関係する学生と意見交換を行い、当該による教育の成果等について確認する。

(3) 事業責任者等からの説明・質疑応答（25分程度）

調査者は、事業責任者等から事前に説明を受け、質疑応答を行う。

(4) その他、調査者が必要と判断する事項

5. その他

現地調査の実施方法については、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、オンラインで実施する場合がある。